

議案第 6 4 号

利根町課等設置条例の一部を改正する条例

利根町課等設置条例（平成 3 年利根町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条子育て支援課の項に次の 1 号を加える。

（3） こども家庭センターに関すること。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

利根町長 佐々木 喜 章

(提案理由)

妊産婦，子育て世帯及び子どもが気軽に相談できる身近な相談機関としてのこども家庭センターの設置に伴い，子育て支援課の分掌事務について改めたいので提案する。